

一般社団法人日本木材輸出振興協会職員の給与の取扱いについて#

平成 5; 年 7 月 4 日#

一般社団法人日本木材輸出振興協会（以下「協会」という。）の職員の給与については、次によることとする。#

協会の職員は、一般財団法人日本木材総合情報センター（以下「センター」という。）からの出向者であり、その給与は、センターの職員給与規程により、当該出向者が当協会で勤務した時間に応じて計算されたところの額を、センターからの請求により、支払っていることから、当分の間は、センターの職員給与規程によることとする。#